

自転車用ヘルメットで 頭を守りましょう！



令和5年4月から道路交通法が改正され、自転車乗車中はヘルメットの着用が努力義務化となりました。木城町では、自転車乗車中のヘルメット着用促進を目的に、購入費の一部を助成します。

◎自転車乗車用ヘルメット購入費助成金について

助成金の対象となる購入経費

購入して1年以内のヘルメット代金

助成対象者 ※①と②の要件を満たすもの

- ① 町内に住所を有している(住民登録している)方
- ② 過去に同助成金の交付を受けていない方

助成申請者

ヘルメット使用者(購入者)。ただし、自分の口座をお持ちでない未成年者等の場合は、原則保護者が申請者

助成対象のヘルメット ※①と②の要件を満たすもの

- ① 自転車乗車用に製造された新品のもの

※中古品(未使用品を含む)、個人間売買やフリーマーケット等での購入は対象外

- ② 次の安全基準マークのいずれかが付されているもの

- ・SGマーク
- ・JCFマーク
- ・CEマーク※
- ・GSマーク
- ・CPSCマーク



※CE マークについては、EN1078(自転車乗車用ヘルメットの規格)であることを確認してください。

裏面あり



助成金額

ヘルメット購入費の1/2(上限 3,000 円、100 円未満切捨て)

※助成対象者1人につき1個(回)限り

申請期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

※助成金予算額に達し次第、受付終了となります。



助成金の申請から交付までの流れ

1 ヘルメットを販売店で購入



・新品かつ安全基準マークが付されているものか確認してください。

2 申請書を総務財政課へ提出 ※郵送可

・申請書(様式第1号)は総務財政課窓口、[町ホームページ](#)から入手できます。

添付書類

① 領収書等(代金の支払い手続きが完了したことを証する書類)

※次の5項目が記載されたもの

- ・申請者又はヘルメット着用者の氏名
- ・領収日
- ・領収金額(購入単価がわかるもの)
- ・購入相手方(販売店の名称・住所・連絡先)
- ・購入品名(ヘルメット代等)



町ホームページ QR コード

② 安全基準を証明する書類

※安全基準マークが入った現物の写真の提出又は現物の提示

③ 助成金請求書(様式第2号)

3 助成金が指定口座に振り込まれます。

問い合わせ先 総務財政課 (危機管理係 担当 江藤) 32-4725